

議案第46号 市川市下水道条例の一部改正について

現 行	改 正 後
<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 排水設備 <u>排水設備設置義務者</u>がその土地の下水を公共下水道に流入させるために築造する排水管、排水渠その他の排水施設（屋内の排水管これに固着する洗面器並びに水洗便所のタンク及び便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。</p> <p>(9) <u>悪質下水</u> 第8条の2第4号又は第8条の3に定める基準に適合しない水質の下水をいう。</p> <p>(10) 除害施設 <u>悪質下水</u>の障害を除去するために必要な施設をいう。</p> <p>(11) (略)</p> <p>—</p> <p>(12) <u>共同水せん</u> 数戸共用するものをいう。</p> <p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第9条 <u>排水設備義務者が排水設備又は排水施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとするときは、工事着手前にその計画が排水設備等の設置及び構造の技術上の基準に適合するか否かについて市長の確認を受け指定期間内に工事を完成しなければならない。ただし、市長の定める軽易な修繕工事については、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定により市長の確認を受けた事項を変更しようとする</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 排水設備 <u>排水設備義務者</u>がその土地の下水を公共下水道に流入させるために築造する排水管、排水渠その他の排水施設（屋内の排水管これに固着する洗面器並びに水洗便所のタンク及び便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。</p> <p>—</p> <p>(9) 除害施設 第8条の2第4号又は第8条の3に定める基準に適合しない水質の下水の障害を除去するために必要な施設をいう。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) <u>共用給水装置等</u> 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置（以下「給水装置」という。）又は水道水以外の水を使用するための装置であつて、2以上の世帯で共用するために設置したものをいう。</p> <p>—</p> <p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第9条 <u>排水設備義務者は、排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（公共設置ます（排水設備と公共下水道を接続するますをいう。）を除く。）（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとするときは、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認</u></p>

現 行	改 正 後
<p><u>ときは、工事着手前にその変更について、書面により届け出て市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。</u></p> <p><u>(排水設備等の工事の施行)</u></p> <p><u>第10条 排水設備等の新設等の工事施行は、当該工事に関し技能を有するものとして市長が指定した業者（以下「指定排水設備工事業者」という。）でなければ、行ってはならない。</u></p> <p><u>2 指定排水設備工事業者は、工事施行前に工事材料の検査を受け、かつ、前条の規定により確認を受けた書類に基づき工事を施行しなければならない。</u></p>	<p><u>を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により申し出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、その旨を市長に届け出ることをもって足りる。</u></p> <p><u>(指定排水設備工事業者の指定)</u></p> <p><u>第10条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定排水設備工事業者」という。）でなければ、行ってはならない。</u></p> <p><u>2 前項の指定の有効期間は、指定排水設備工事業者としての指定を受けた日の翌日から起算して4年を経過する日の属する年度の末日までとする。</u></p> <p><u>3 前項の有効期間満了に際し、引き続き指定排水設備工事業者としての指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。</u></p> <p><u>4 前項の規定により引き続き指定排水設備工事業者としての指定の更新を受けたものの指定の有効期間は、第2項に規定する指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年間とする。</u></p> <p><u>(指定の申請)</u></p> <p><u>第10条の2 前条第1項の指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行う。</u></p> <p><u>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名（個人にあつては、その氏名及び住所）</u></p> <p><u>(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第10条の4第1項に規</u></p>

現 行	改 正 後
	<p>定する排水設備工事責任技術者の氏名</p> <p><u>3 前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p><u>(1) 次条第1項第4号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</u></p> <p><u>(2) 定款及び申請者に係る登記事項証明書（個人にあつては、その住民票の写し）</u></p> <p><u>(3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図</u></p> <p><u>(4) 第10条の4第1項に規定する排水設備工事責任技術者に係る排水設備工事責任技術者証の写し</u></p> <p><u>(5) 次条第1項第2号で定める機械器具を有することを証する書類</u> <u>（指定の基準等）</u></p> <p><u>第10条の3 市長は、第10条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</u></p> <p><u>(1) 営業所ごとに、次条第1項に規定する排水設備工事責任技術者が1名以上専属している者であること。</u></p> <p><u>(2) 規則で定める機械器具を有する者であること。</u></p> <p><u>(3) 千葉県内に営業所がある者であること。</u></p> <p><u>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</u></p> <p><u>ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p><u>イ 第10条の10第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者（その者が法人の場合にあつては、その役員又はその役員であった者を含む。）</u></p> <p><u>ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</u></p> <p><u>エ 法人であつて、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者があるもの</u></p>

現 行	改 正 後
	<p>2 市長は、<u>第10条第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知する措置をとる。</u> <u>(排水設備工事責任技術者)</u></p> <p><u>第10条の4 指定排水設備工事業者は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、排水設備工事責任技術者(千葉県下水道協会が実施する責任技術者認定試験に合格し、千葉県下水道協会に登録された者をいう。)を専属させなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により専属することとなる排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)は、次に掲げる職務を誠実に履行しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>排水設備等の新設等の工事に関する技術上の監理</u> (2) <u>排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督</u> (3) <u>排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認</u> (4) <u>第10条の13第1項及び第3項の規定による届出に係る管理</u> (5) <u>第11条第1項に規定する検査の立会い</u> (6) <u>前各号に掲げるもののほか、排水設備等の新設等の工事に関し市長が必要と認める事項</u></p> <p>3 <u>排水設備等の新設等の工事に従事する者は、責任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。</u> <u>(指定通知書)</u></p> <p><u>第10条の5 市長は、指定排水設備工事業者として指定を行った工事業を行う者に対し、市川市指定排水設備工事業者通知書(以下「指定通知書」という。)を交付する。</u></p> <p>2 <u>指定排水設備工事業者は、指定通知書を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定排水設備工事業者は、第10条の10第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定通知書を返納し</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>なければならない。また、同項の規定により指定の効力を停止されたときは、当該指定の効力の停止の期間中、指定通知書を返納しなければならない。</u></p> <p>4 <u>前3項に規定するもののほか、指定通知書の再交付に関し必要な事項は、規則で定める。</u> <u>(指定排水設備工事業者の遵守事項)</u></p> <p>第10条の6 <u>指定排水設備工事業者は、下水道に関する法令、この条例及びこれに基づく規則で定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>排水設備等の新設等の工事は、責任技術者の監理の下にその設計及び施工を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>排水設備等の新設等の工事の施工において、公共下水道の施設の機能に障害を与えないこと。</u></p> <p>(3) <u>指定排水設備工事業者としての自己の名義を他の業者に貸与しないこと。</u></p> <p>(4) <u>排水設備等の新設等の工事に使用する材料は、規則で定める規格に適合するものであること。</u> <u>(指定排水設備工事業者の責務)</u></p> <p>第10条の7 <u>指定排水設備工事業者は、規則で定めるところに従い、適正な排水設備等の新設等の工事の施工に努めなければならない。</u> <u>(変更の届出等)</u></p> <p>第10条の8 <u>指定排水設備工事業者は、営業所の名称及び所在地、責任技術者その他規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>指定排水設備工事業者は、排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>第10条の3第2項の規定は、前2項に規定する場合について</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>準用する。</u></p> <p><u>(指定排水設備工事業者に対する指導)</u></p> <p><u>第10条の9 市長は、指定排水設備工事業者が下水道に関する法令、この条例又はこれに基づく規則に違反していると認めるときは、当該指定排水設備工事業者に対し、当該違反について是正又は改善をするよう指導するものとする。</u></p> <p><u>(指定の取消し又は停止)</u></p> <p><u>第10条の10 市長は、指定排水設備工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めて当該指定の効力を停止することができる。</u></p> <p><u>(1) 不正の手段により第10条第1項の指定を受けたとき。</u></p> <p><u>(2) 第10条の3第1項各号に適合しなくなったとき。</u></p> <p><u>(3) 第10条の4第1項の規定に違反したとき。</u></p> <p><u>(4) 第10条の6各号に掲げる事項を遵守しなかったと認められるとき。</u></p> <p><u>(5) 第10条の8の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</u></p> <p><u>(6) 第10条の13第1項から第3項までの規定に違反したとき。</u></p> <p><u>(7) 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、指定排水設備工事業者として不相当であると市長が認めるとき。</u></p> <p><u>2 第10条の3第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、第10条の3第2項中「した」とあるのは「取り消し、又は期間を定めて当該指定の効力を停止した」と、「その旨」とあるのは「その旨及びその理由」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項の規定により指定の効力を停止した者に対し、第10条の6に規定する事項を遵守し、及び第10条の7に規定する責務が十分に果たされるよう、講習会を開催するものとする。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(排水設備等の工事の検査)</p> <p><u>第11条 指定排水設備工事業者は、排水設備等の工事が完成したときは、その日から5日以内に市長に届け出て検査を受けなければならない。</u></p>	<p>(責任技術者に対する指導)</p> <p><u>第10条の11 市長は、責任技術者が下水道に関する法令、この条例又はこれに基づく規則に違反していると認めるときは、当該責任技術者に対し、当該違反については是正又は改善をするよう指導するものとする。</u></p> <p>(責任技術者の業務の禁止又は停止)</p> <p><u>第10条の12 市長は、責任技術者がこの条例に違反したときは、本市において当該責任技術者が行う排水設備等の新設等に係る業務を行うことを禁止し、又は期間を定めて本市において当該業務を行うことを停止することができる。</u></p> <p>(排水設備等の新設等の工事に係る届出等)</p> <p><u>第10条の13 排水設備等の新設等の工事の施工を行う者は、当該工事に着手する前に市長にその旨を届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 排水設備等の新設等の工事の施工を行う者は、第9条の規定により確認を受けた計画に基づき工事を施工しなければならない。</u></p> <p><u>3 排水設備等の新設等の工事の施工を行った者は、当該工事が完了した後に市長にその旨を届け出なければならない。</u></p> <p>(排水設備等の工事の完了の検査)</p> <p><u>第11条 排水設備義務者は、排水設備等の新設等の工事が完了したときは、当該工事が完了した日から5日以内にその旨を市長に申請し、当該工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による申請があったとき、又は市長が必要と認めるときは、市の職員に検査させるものとする。この場合において、市長は、排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していないと認めるときは、当該申請を行った排水設備義務者及び当該工事の施工を行った指定排水設備工事業者に対し、当該工事の是正のため必要な措置を</u></p>

現 行	改 正 後
<p><u>(除害施設の新設等の届出)</u></p> <p><u>第11条の2 除害施設の新設等を行おうとするときは、規則で定めるところによりあらかじめその旨を市長に届け出てその確認を受けなければならない。その確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>2 第10条第2項及び前条の規定は、除害施設の新設等を行った場合について準用する。</u></p>	<p><u>とるべきことを命ずることができる。</u></p> <p><u>3 市長は、前項の検査をさせた場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った排水設備義務者に対し、規則で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。</u></p> <p><u>(排水設備義務者の遵守事項)</u></p> <p><u>第11条の2 排水設備義務者は、下水道に関する法令、この条例及びこれに基づく規則の規定を遵守するとともに、排水設備等の新設等を行うときは、その工事を指定排水設備工事業者に行わせなければならない。</u></p> <p><u>(排水設備義務者の責務)</u></p> <p><u>第11条の3 排水設備義務者は、排水設備等の新設等を行おうとするときは、当該排水設備等の新設等に係る工事、手続等に要する期間及びこの条例に定める当該手続の審査等に係る通常要すべき標準的な期間を考慮し、排水設備等の新設等の工事を施工するための期間（第9条第1項に規定する確認を受けた日から第11条第1項の規定による申請をする日までの期間をいう。）を設けるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(排水設備義務者に対する措置)</u></p> <p><u>第11条の4 市長は、第9条第1項若しくは第2項の規定による確認を受けずに排水設備等の新設等を行った排水設備義務者、第11条第1項に規定する検査を受けなかった排水設備義務者及び第11条の2の規定に違反して排水設備等の新設等の工事の施工を指定排水設備工事業者以外の者に行わせた排水設備義務者に対し、期限を定めて、当該排水設備等について必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p><u>(指定を受けずに排水設備等の新設等の工事の施工を行った者の</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>公表)</u></p> <p><u>第11条の5 市長は、第10条第1項の指定を受けていない者が同項の規定に違反して排水設備等の新設等の工事の施工を行った事実があったことを確認したときは、当該工事の施工を行った者に意見を述べる機会を与えた上で、当該事実があった旨を公表することができる。</u></p> <p><u>(排水設備義務者の公表)</u></p> <p><u>第11条の6 市長は、排水設備義務者に次に掲げる事実があったことを確認したときであって、かつ、当該事実に係る事情が悪質であると認めるときは、当該排水設備義務者に意見を述べる機会を与えた上で、当該事実があった旨を公表することができる。</u></p> <p><u>(1) 第9条第1項に規定する確認を受けずに排水設備等の新設等を行ったこと。</u></p> <p><u>(2) 第9条第2項の規定による申出を行わずに同条第1項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更したこと。</u></p> <p><u>(3) 第11条第1項の規定による申請を行わず、又は同項に規定する検査を受けなかったこと。</u></p> <p><u>(4) 第11条の2の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を指定排水設備工事業者以外の者に行わせたこと。</u></p> <p><u>(除害施設の新設等)</u></p> <p><u>第11条の7 第9条、第10条第1項、第10条の13及び第11条の規定は、除害施設の新設等について準用する。この場合において、第9条第1項中「排水設備義務者は、排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（公共設置ます（排水設備と公共下水道を接続するますをいう。）を除く。）（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとするとき」とあるのは「除害施設の新設等を行おうとする者」と、「が排水設備等」とあるのは「が除害施設」と、同条第2項ただし書中「排水設備等」とあるのは「除害施設」と、</u></p>

現 行	改 正 後
<p><u>(使用開始等の届出義務)</u></p> <p><u>第13条 使用者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに市長に届け出なければならない。ただし、第2号の場合にあっては、新たに使用者となった者が届け出るものとする。</u></p> <p><u>(1) 公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開したとき。</u></p> <p><u>(2) 使用者に変更のあったとき。</u></p> <p><u>(3) 悪質下水の排除を開始し、休止し、廃止し、又は再開したとき。</u></p> <p><u>(4) 悪質下水の量又は水質を変更しようとするとき。</u></p> <p><u>(共同水せんの代理人)</u></p> <p><u>第14条 共同水せんの使用者は、当該共同水せんの所有者又は使用者のうちから代理人を定め市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 代理人は、下水道使用料の納付その他下水道使用料の事務を処理するものとする。</u></p>	<p><u>第10条中「排水設備等」とあるのは「除害施設」と、「市長の指定を受けた者（以下「指定排水設備工事業者」という。）」とあるのは「市長の指定を受けた者」と、第10条の13第1項中「排水設備等」とあるのは「除害施設」と、同条第2項中「排水設備等」とあるのは「除害施設」と、「第9条」とあるのは「第11条の7の規定により読み替えて適用する第9条」と、同条第3項中「排水設備等」とあるのは「除害施設」と、第11条第1項「排水設備義務者は、排水設備等の」とあるのは「除害施設の新設等を行った者は、当該」と、「が排水設備等」とあるのは「が除害施設」と、同条第2項後段及び第3項中「排水設備等」とあるのは「除害施設」と、「排水設備義務者」とあるのは「者」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(使用開始等の届出義務)</u></p> <p><u>第13条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に届け出なければならない。ただし、第2号に該当する場合にあっては、新たに使用者となろうとする者が届け出るものとする。</u></p> <p><u>(1) 公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、若しくは再開しようとするとき、又は給水装置若しくは水道水以外の水を使用するための装置を増設しようとするとき。</u></p> <p><u>(2) 使用者を変更しようとするとき。</u></p> <p><u>(共用給水装置等の代表者)</u></p> <p><u>第14条 共用給水装置等を使用する者は、これらの者又は当該共用給水装置等の所有者若しくは管理者（次項において「共用給水装置等の使用者等」という。）のうちから代表者を定めることができる。この場合において、当該代表者は、市長に届け出なければならない。</u></p>

現 行	改 正 後
<p><u>(使用料の徴収)</u></p> <p><u>第15条 市長は、別表の定めるところにより算出した額に消費税等加算率（市川市使用料条例（平成11年条例第39号）第1条の2第1号に規定する消費税等加算率をいう。第26条の3において同じ。）を乗じて得た額を下水道使用料（以下「使用料」という。）として使用者から徴収する。この場合において、使用料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>2 排水設備等を共用する者は、使用料の納付について連帯責任を負うものとする。</u></p> <p><u>3 使用料は、2月分ごとに区分して市長が定める期日までに納付しなければならない。</u></p> <p><u>4 第4条各号に規定する汚水を排除する者が、月の途中で公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開したときの使用料は、使用日数が15日以上の場合1月とし、15日未満の場合は半月とする。</u></p> <p><u>5 第3項の規定にかかわらず、土木建築等に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用するとき、その他公共下水道を一時使用することについて市長が必要と認めるときは、使用開始の際に使用料を納付させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他市長が必要と認めるときに行うものとする。</u></p> <p><u>(使用料の算定)</u></p> <p><u>第16条 使用料の算定は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。</u></p> <p><u>(2) 水道水以外の水を使用した場合は、一般汚水のうち、一般家</u></p>	<p><u>2 前項の代表者は、共用給水装置等の使用者等に係る下水道使用料（以下「使用料」という。）の納付その他共用給水装置等の使用者等が行うべき事務を処理するものとする。</u></p> <p><u>(使用料の徴収)</u></p> <p><u>第15条 市は、公共下水道の使用について、使用者（第13条の規定による届出（公共下水道の使用を開始し、若しくは再開しようとするとき、又は給水装置若しくは水道水以外の水を使用するための装置を増設しようとするときに係るものに限る。）を怠った者及び第17条の規定による届出を怠った者を含む。）から使用料を徴収する。</u></p> <p><u>2 使用料は、市長が定める2月分を市長が定める期日までに納付しなければならない。ただし、これにより難いと認めるときは、市長が定める月分を市長が定める期日までに納付しなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、市長は、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他の公共下水道を一時使用する場合において必要があると認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他市長が必要と認めるときに行う。</u></p> <p><u>(使用料の算定)</u></p> <p><u>第16条 使用料の額は、次項の規定により算定した使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算出した額に消費税等加算率（市川市使用料条例（平成11年条例第39号）第</u></p>

現 行	改 正 後
<p><u>庭から排除される汚水については世帯員1人につき1か月5立方メートルとし、その他の汚水については揚水量とする。揚水量の決定は、計測装置により測定された水量とし、計測装置がない場合は、市長が定める基準により認定する。</u></p> <p><u>(3) 水道水と水道水以外の水とを併用する場合は、水道の使用水量と前号の規定により測定された水量を加えたものとする。</u></p> <p><u>(4) 製氷業、醸造業、清涼飲料水製造業その他の事業を営む使用者がその営業に使用する水量と公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものであるときは、使用者は毎月公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠について、その月分を翌月5日までに市長に申告しなければならない。この場合において、前3号の規定にかかわらず市長は、その申告の内容を審査して使用者の排除した汚水量を認定する。</u></p> <p><u>2 市長は、排除される汚水の水質が著しく悪いため、汚水の処理及び公共下水道の維持に特別の費用を要すると認めるものについては、別表に規定する使用料の3倍の範囲内の使用料を納付させることができる。</u></p>	<p><u>1条の2第1号に規定する消費税等加算率をいう。第26条の3において同じ。) を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、市長が水道の使用水量と排除した汚水の量が明らかに異なると認める場合における汚水の量の算定の方法については、別に定める。</u></p> <p><u>(2) 水道水以外の水を排除した場合は、次のアからウまでに定める場合の区分に応じ、当該アからウまでに定める水量とする。</u></p> <p><u>ア 水道水以外の水の使用水量を計測する装置がある場合 当該装置により測定された水量</u></p> <p><u>イ 水道水以外の水の使用水量を計測する装置がない場合であって、一般汚水のうち一般家庭から排除される汚水である場合 世帯員1人につき1月当たり5立方メートル</u></p> <p><u>ウ 水道水以外の水の使用水量を計測する装置がない場合であって、浴場汚水である場合又は一般汚水のうち一般家庭以外のものから排除される汚水である場合 市長が認定した水量</u></p> <p><u>(3) 第1号及び前号に掲げる場合に該当する場合における汚水の量は、これらの規定により算定された水量を合計した量とする。</u></p> <p><u>(4) 製氷業、醸造業、清涼飲料水製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、市長が定める申告書を市長に提出しなければならない。この場合においては、前3号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載の内容を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。</u></p> <p><u>3 共用給水装置等を使用する者（第14条第1項の規定による届</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(無届の場合の使用料)</p> <p>第17条 公共下水道の使用を休止し、又は廃止したときであっても届出がない場合は、その使用料を徴収する。</p> <p>(占有の許可等)</p> <p>第23条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占有物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について第21条の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。</p>	<p>出をした者に限る。)にあっては、これらの者が排除した汚水の量を共用給水装置等を共用する戸数で除して得た値をもって別表の規定により算出した額に共用給水装置等を共用する戸数を乗じた額を第1項に規定する別表に定めるところにより算出した額として、同項の規定を適用する。</p> <p>4 市長が定める月の期間の途中で一般汚水を排除する使用者が月の途中で公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開したときの使用料は、使用日数が15日以上の場合は1月分とし、15日未満の場合は1月分の半額とする。</p> <p>5 水質が著しく悪いため汚水の処理及び公共下水道の維持に特別の費用を要すると認める汚水を排除する使用者に係る使用料の額は、第1項の規定にかかわらず、前各項の規定により算定した使用料の額に3を乗じて得た額を限度として、市長が別に定める額とする。</p> <p>6 前各項に規定するもののほか、第2項に規定する汚水の量の算定方法その他の使用料の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(使用の態様の変更の届出)</p> <p>第17条 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することになったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときその他規則で定める使用の態様の変更があったときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(占有)</p> <p>第23条 公共下水道の敷地、排水施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)若しくは終末処理場に物件を設け、又は継続して公共下水道の敷地、排水施設若しくは終末処理場を占有しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、市長の許可を受けなければならない。許可</p>

現 行	改 正 後
<p>2 第10条及び第11条の規定は、前項の規定により、許可を受けるべき占有物件（公共下水道に下水を排除することを目的とする占有物件に限る。以下この項において同じ。）について準用する。この場合において第9条及び第10条中「排水設備」とあるのは「占有物件」と読み替える。</p>	<p>を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 占有の目的 (2) 占有の期間 (3) 占有の場所 (4) 公共下水道の敷地、排水施設若しくは終末処理場に設ける物件（以下「占有物件」という。）の構造 (5) 工事实施の方法 (6) 工事の期間 (7) 公共下水道の施設の復旧の方法</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって前項の占有の許可があったものとみなす。</p>
<p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者に対して<u>5,000円</u>以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第8条の2及び第8条の3の規定による除害施設を設けなくて、又は必要な措置をしないで悪質下水を排除した者 (2) 第9条第1項又は第2項及び第11条の2第1項の規定による確認を受けなくて排水設備等又は除害施設の新設等を行った者 (3) 第10条、第11条の2第2項において準用する第10条第2項及び第23条第2項において準用する第10条の規定に違反して排水設備等、除害施設又は占有物件の新設等を行った者 (4) 第11条及び第11条の2第2項において準用する第11条の規定による工事完成した旨の届出を怠った者 (5) 第12条の規定による水洗便所によらないでし尿を排除した者 (6) 第13条の規定による公共下水道の使用開始等の届出を怠った者</p>	<p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者に対して<u>50,000円</u>以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第8条の2又は第8条の3の規定に違反して、第8条の2第4号又は第8条の3に定める基準に適合しない水質の下水を公共下水道に排除した者 (2) 第9条第1項又は第2項本文（これらの規定を第11条の7において準用する場合を含む。）の規定に違反した者 (3) 第10条第1項又は第10条の13第1項若しくは第2項（これらの規定を第11条の7において準用する場合を含む。）の規定に違反して、排水設備等又は除害施設の新設等の工事を行った者 (4) 第10条の4第2項又は第10条の6の規定に違反した者 (5) 第10条の13第3項（第11条の7において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (6) 第11条第1項（第11条の7において準用する場合を含む。）の規定による申請をせず、又は同項の規定による市の職員</p>

現 行	改 正 後
<p>(7) <u>第13条の規定による悪質下水の排除の開始又は変更の届書及び第16条第1項第4号の規定による排除した汚水の量及びその算出の基礎を記載した申告書に不実の記載のあるものを提出した者</u></p> <p>(8) <u>第18条の規定による使用料算出のための資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠り、若しくは不実の記載があるものを提出した者</u></p>	<p><u>の検査を受けなかった者</u></p> <p>(7) <u>第11条の2の規定に違反して、排水設備等の新設等の工事を指定排水設備工事業者以外の者に行わせた者</u></p> <p>(8) <u>第12条の規定に違反して、し尿を公共下水道に排除した者</u></p> <p>(9) <u>第13条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u></p> <p>(10) <u>第16条第2項第4号前段に規定する申告書を提出せず、又は虚偽の記載をした申告書を提出した者</u></p> <p>(11) <u>第18条の規定により資料の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の記載をした資料を提出した者</u></p> <p>(12) <u>第23条第1項の許可を受けないで、占用物件を設け、又は継続して公共下水道の敷地、排水施設若しくは終末処理場を占用した者</u></p>
<p>別表__</p> <p style="text-align: center;">下水道使用料（<u>1</u>か月当たり）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center;">(略)</div>	<p>別表（<u>第16条関係</u>）</p> <p style="text-align: center;">下水道使用料（<u>1</u>月当たり）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center;">(略)</div>

